

(趣旨)

第1条 この要領は、田村市広告掲載要綱（平成22年告示第87号。以下「要綱」という。）及び田村市広告掲載基準（平成22年告示第88号。以下「掲載基準」という。）に基づき、田村市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体等)

第2条 市ホームページに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 市ホームページに広告を掲載することができる業種又は事業者及び広告の内容又はデザイン及びリンク先のホームページ内容の範囲は、要綱第3条及び掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告画像の規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG、PNG
- (3) データ容量 500キロバイト以下

2 広告画像は、次に掲げる表現を含んではならない。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を示すボタンを模した表現
- (2) アラートマーク（警告表示）、ラジオボタン（選択肢の表示）、テキストボックス（入力できるように見えるもの）、プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）を模した表現
- (3) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意思に反した操作を行わせる又はそのおそれがある表現

3 広告画像にGIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないよう、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続しないこと
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上にする
- (3) 画面が点滅するものは、点滅間隔を100分の40秒以上とすること

4 広告画像に、閲覧者が市の情報と錯覚するおそれのある表現、画像を含んではならない。

5 文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

6 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告の掲載ページ及び位置等)

第5条 広告を掲載するページ、広告の位置等は、募集の都度市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は1箇月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を終了する月の末日とする。

3 広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日または12月29日から翌年1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、市長が別に定める。

（広告掲載希望者の募集）

第7条 広告掲載希望者の募集は、市ホームページ等で公募することとする。

2 募集は、広告を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

3 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

（広告掲載の申し込み）

第8条 市ホームページへの広告掲載希望者は、田村市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、市長が指定する期間内に申し込むこととする。

（広告掲載の決定等）

第9条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載希望者に田村市ホームページ広告決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 広告掲載を決定する場合の優先順位は、次の順序により決定する。なお、同順位のものの中では掲載希望月数の多いもの、次に申込書の到達が早いものを優先するものとする。

(1) 市内に事業所等を有するもの

(2) 前号に掲げる以外のもの

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告主は、広告原稿を市長の指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第11条 広告掲載料は、1枠につき月額10,000円（消費税を含む。）とする。

2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により一括して前納するものとする。

（広告主の届出義務）

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、書面により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) リンク先ホームページのURLを変更するとき。

(2) リンク先ホームページの内容を大幅に変更するとき。

(3) 広告主の名称、所在地及び連絡先並びに法人格を有しない団体にあつては代表者を変更するとき。

(4) 広告主、広告の内容等が、要綱、掲載基準及びこの要領に抵触することとなったとき。

(広告内容等の変更)

第13条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令に各種違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (5) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (6) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (7) 広告主、広告の内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (8) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- (9) その他、市ホームページへの広告掲載が適当でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、書面により、市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告主の責に帰すべき理由により第14条の規定に基づき広告掲載の決定を取り消した時又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したとき又は広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料のうち掲載できなかった日数に対応する金額を広告主に返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料の金額は、日割計算により算出し、1円未満を切り捨てた額によるものとする。ただし、広告掲載ができなかった期間が連続して48時間に満たない場合は、日数に算入しない。

4 次に掲げる理由により、市ホームページを閉鎖した場合は、返還しない。

- (1) サーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止
- (2) 火災、地震、水害、落雷等の天災による停止
- (3) 悪意を持つ第三者によるサーバその他コンピュータへの不正アクセスに起因する停止
- (4) 市の責によらない通信回線等の事故、障害による停止

5 第2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責任)

第17条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告等の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

田村市ホームページ広告掲載申込書

田村市長 様

田村市ホームページ広告掲載要綱第8条の規定により、次のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	所在地		〒 -
	ふりがな 名称		
	代表者 ※契約権 限 のある方	役職名	
		ふりがな 氏名	㊟
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
	業 種		
掲載希望期間		年 月から 年 月まで（ か月）	
掲載希望枠数		枠	
リンク先 URL			
広告の内容 (バナーの内容案を ご記入ください)			
		バナー広告原稿が既にある場合は、添付してください。	
そ の 他		田村市広告掲載要綱、田村市広告掲載基準、田村市ホームページ広告 掲載要領及び関連規程を遵守します。	

田村市ホームページ広告（掲載・不掲載）決定通知書

様

田村市長

年 月 日付けで申込のありました広告については、次のとおり決定しましたので、田村市ホームページ広告掲載要綱第9条の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 不掲載とする
広告の期間	年 月 から 年 月 まで（ 月 ）
広告の内容	掲載位置及び規格等（別紙添付資料のとおり）
広告掲載料	円 別添納入通知書により納入してください。
広告原稿提出期限	年 月 日
広告原稿提出場所	
広告掲載条件	田村市広告掲載要綱、田村市広告掲載基準、田村市ホームページ広告掲載要領及び関連規程を遵守すること。
その他	
不掲載とする理由	